

事務連絡
令和5年5月8日

関係者各位

呉市高齢者支援課長

「通いの場」等における新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について（通知）

感染症の拡大防止対策につきまして、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更により、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針は廃止となります。

また、広島県の「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した『通いの場』ルール」についても、令和5年5月7日で廃止するとの通知がありました。

今後の住民主体の「通いの場（貯筋・自主グループ、ふれあい・いきいきサロン等）」の活動につきましては、別添のリーフレットを御活用いただき、基本的な感染防止対策を取った上で、次のとおり対応していただきますようお願いいたします。

1 マスクの着用について

- (1) 会話をする際は、マスクを着用することを推奨する
- (2) 茶話会や食事会等飲食を伴う場合は、食事中以外はマスクを着用することを推奨する
- (3) 基本的にマスクの着用の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする

2 基本的な感染防止策（具体例）

- (1) 発熱者、体調不良者の参加自粛
- (2) 会場へのアルコール消毒剤の設置、手洗いの励行
- (3) 会場の十分な換気、参加者同士の距離の確保

呉市福祉保健部高齢者支援課
介護予防グループ
電話 25-3149